



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
4月10日  
号外(1)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 選挙管理委員会告示

- 滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙の実施..... 1
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者の選任..... 2
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙会の日時および場所..... 2
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式..... 2
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為を受け付ける機関..... 3
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日..... 3
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所..... 4
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における公職選挙法による選挙運動に関する支出金額の制限額..... 4
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙に用いる封筒に押すべき選挙管理委員会印を刷込みとすることについて..... 4
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長印..... 4
- 地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 4

### ○ 滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙選挙長告示

- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所..... 5
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において選挙長が立候補の届出を受け付ける順位..... 5
- 令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所..... 5

## 選挙管理委員会告示

### 滋選委告示第51号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定に基づき、滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙の期日 令和8年4月19日

選挙すべき議員の数 2人

滋選委告示第52号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

選挙長

滋賀県近江八幡市 木村陽子

選挙長職務代理者

滋賀県近江八幡市 川瀬雅彦

滋選委告示第53号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

日時 令和8年4月21日午前9時30分

場所 滋賀県大津市京町四丁目1-1 滋賀県議会第四委員会室

滋選委告示第54号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙および点字投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

投票用紙

表

折目

裏

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="text-align: center;"> <p>（注意）</p> <p><b>令和八年執行（近江八幡市竜王町選挙区） 滋賀県議会議員補欠選挙投票</b></p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p> </div>
-------------------	---

備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。

2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。

3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。

点字投票用紙

表

折目

裏

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>点字投票 (注意) 令和八年執行(近江八幡市竜王町選挙区)補欠選挙投票 滋賀県議会議員補欠選挙投票</p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	
	<p>滋賀県 選挙管理 委員会印</p>	

- 備考1 投票用紙の色は、ピンク色とする。
- 2 滋賀県選挙管理委員会印は、黒色のインクで刷込みとする。
- 3 投票用紙は、黒色のインクで印刷する。
- 4 投票用紙中、選挙の名称が記載された位置に点字で「けんぎ ほけつ」と表示する。

滋選委告示第55号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、候補者その他の関係人が公職選挙法または同法に基づく命令の規定によって滋賀県選挙管理委員会に対して行う届出、請求、申出その他の行為については、次の機関において受け付ける。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

令和8年4月10日から令和8年4月19日まで

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市選挙管理委員会

令和8年4月20日以降

滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会

滋選委告示第56号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年滋賀県条例第40号)第1条の規定により設置するポスター掲示場に候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができる日は、令和8年4月10日からとする。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田清一

**滋選委告示第57号**

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、滋賀県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年滋賀県条例第41号)第2条の規定により発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田 清一

日時 令和8年4月10日午後6時

場所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県選挙管理委員会室

**滋選委告示第58号**

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田 清一

制限額 6,002,500 円

**滋選委告示第59号**

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙に用いる仮投票用封筒、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項および第54条第1項の規定による投票用封筒の外封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒の外封筒ならびに特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の外封筒に押すべき滋賀県選挙管理委員会印については、黒色のインクで刷込みとする。

令和8年4月10日

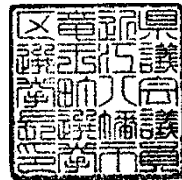
滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田 清一

**滋選委告示第60号**

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長印を次のとおり定める。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田 清一



23ミリメートル平方

**滋選委告示第61号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和8年4月9日現在において次のとおりである。

令和8年4月10日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉田 清一

50分の1の数	22,885
80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と	
40万に6分の1を乗じて得た数と	
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,026
近江八幡市竜王町選挙区の3分の1の数	25,331

## 滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙選挙長告示

## 滋議近選区告示第1号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和8年4月10日

滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙選挙長 木村陽子

令和8年4月10日

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市役所本庁舎委員会室3

令和8年4月11日以降

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市選挙管理委員会

## 滋議近選区告示第2号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、選挙長が立候補の届出を受け付ける順位は、令和8年4月10日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する立候補の届出をしようとする者またはその代理人についてはくじで定め、この時刻後に到着した者については到着の順により、その到着が同時であるときはくじで定める。

令和8年4月10日

滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙選挙長 木村陽子

## 滋議近選区告示第3号

令和8年4月19日執行の滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和8年4月10日

滋賀県議会議員近江八幡市竜王町選挙区補欠選挙選挙長 木村陽子

日時 令和8年4月16日午後5時30分

場所 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地 近江八幡市役所本庁舎特別会議室2

